

第10回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成27年4月27日(月) 午後2時00分
閉 会 平成27年4月27日(月) 午後2時54分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 1番 市川耕作委員
2番 比留間利蔵委員
5番 石阪脩委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 市川耕作委員 | 2番 比留間利蔵委員 |
| 3番 高野茂久委員 | 4番 遠田宗雄委員 |
| 5番 石阪脩委員 | 6番 市川禎明委員 |
| 7番 菊池伸明委員 | 8番 川辺初太郎委員 |
| 9番 松村良夫委員 | 10番 河内邦男委員 |
| 11番 高野昌典委員 | 12番 高野祐一委員 |
| 13番 高木好文委員 | |
| 15番 鹿島一夫委員 | 16番 住崎岩衛委員 |
| 17番 澤井泰造委員 | 18番 田中繁委員 |
| 19番 手塚歳久委員 | 20番 朝倉泰則委員 |

4 欠席委員

- 14番 都築一委員

5 議長

- 5番 石阪脩委員(会長)

6 事務局(説明員)

石川裕三局長 大木忠厚主査 榎澤有一事務職員 高田量範事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 議 案
 - 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
 - 第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
 - 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 4 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 平成27年度府中市農業委員会活動計画(案)について
 - (3) 平成27年度農業振興事業の概要について
 - (4) 平成26年度農地法関係審査件数について
 - (5) 農業委員会投票区登録者数について
 - (6) 4月度の活動報告について
 - (7) 次回の開催について
 - (8) その他

午後2時00分開会

○議長（石阪委員） 皆さん、こんにちは、定刻になりましたので、ただ今から、第10回府中市農業委員会総会を開会いたします。

今回の選挙で当選された3名の方々、ご当選おめでとうございます。（拍手）
今後ともどうぞよろしく願いいたします。

本日は、14番都築委員さんより都合により欠席との連絡を受けています。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合上本日限りとしたいと思いますが、如何でしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようなので、会期は本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員さんですが、慣例に従い議席の順番に指名させていただきますので、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） それでは、今回は、1番市川耕作委員さん、2番比留間利蔵委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。

報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） 第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係、第1項、譲り受け人は小平市鈴木町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、土地の所在は、押立町〇の〇〇の〇、1,023平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成27年3月25日、転用の目的は建売住宅8棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、川辺委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。川辺委員さん如何でしょうか。

○委員（川辺委員） はい、先週20日に現地を確認しました。現地は既に宅地造成中で特に問題はありません。以上です。

○議長（石阪委員） はい、他にご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項については報告を了承することといたします。

次に「第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） 第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。申請者、相続人、天神町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇、特例適用農地は、天神町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計3筆、山林、1、727平方メートル。

なお、当該地の登記簿上の地目は山林となっておりますが、現況は各種野菜、梅等を栽培している畑となっております、生産緑地に指定されております。

2ページから4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例農地等の明細書、営農確約書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、菊池委員さんをお願いをしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、肥培管理もしっかりされており、何ら問題ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、本件については、証明することにいたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） 第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、小柳町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、福生市北田園〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、買取り申出地は紅葉丘〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、990平方メートル。

2ページから4ページは〇〇〇〇氏他3名から提出された証明願、〇〇〇〇氏を含め4名の申出者の氏名、捺印、買取り申出生産緑地の明細書で、5ペー

ジの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、鹿島委員さんをお願いをしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、4月15日に現地を確認してきました。良く肥培管理もされており、問題ないと思います。

○議長（石阪委員） 他にご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、本件については証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は6件です。第1項から第6項までを続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、第1項、次の者が平成24年3月27日から平成27年4月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は若松町〇の〇〇の〇〇の一部、〇〇の合計2筆、畑、778平方メートル。

第2項、次の者が平成24年3月22日から平成27年4月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、天神町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は天神町〇の〇〇の〇から〇、〇〇の〇から〇〇、幸町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、幸町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇の合計16筆、畑、10,450.65平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が平成24年3月22日から平成27年4月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、天神町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は天神町〇の〇〇の〇から〇、〇〇の〇から〇〇、幸町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、幸町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、府中町〇の〇〇の〇の合計17筆、畑、5,072.35平方メートル。

なお、天神町と幸町の農地は〇〇氏と〇〇氏の共有となっております。

第4項、次の者が平成24年3月15日から平成27年4月16日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、南町〇の〇〇の〇、〇の合計5筆、田と畑を合わせて1,625平

方メートル。

3 ページに移りまして、第5項、次の者が平成24年3月15日から平成27年4月16日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、〇の〇〇の〇、南町〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計4筆、田と畑を合わせて1,660平方メートル。

第6項、次の者が平成24年3月15日から平成27年4月16日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇〇、本町〇の〇〇の〇の合計2筆、畑、1,348.02平方メートル。

4 ページから6 ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜、芝生などを生産しています。

7 ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は河内委員さんをお願いしております。

8 ページから11 ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜、栗などを生産しています。

12 ページから19 ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜、栗などを生産しています。

20 ページから22 ページの案内図は当該地を示しております。以上、第2項第3項の現地の確認は、菊池委員さんをお願いしております。

23 ページから25 ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

26、27 ページの案内図は当該地を示しております。

28 ページから31 ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

32、33 ページの案内図は当該地を示しております。

34 ページから36 ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

37 ページの案内図は当該地を示しております。以上、第4項第5項第6項の現地の確認は、高野祐一委員さんをお願いしております。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。それから、委員さんの発言は着席したままで結構です。よろしくお願いします。第1項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、4月12日に現地を確認してきました。また、自宅の近くでもあり、日ごろからみております。肥培管理が良くされており問題ありません。

○議長（石阪委員） 第2項と第3項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、2項3項とも日ごろより肥培管理も良くされており全く問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第4項から第6項、高野祐一委員さん如何でしょうか。

○委員（高野祐一委員） 4項5項6項、現地を確認いたしました。肥培管理が非常に良くできておりまして、全く問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他にご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、ご意見等がないようですので、第1項から第6項までは証明することといたします。

次に、7「その他」に入ります。（1）「生産緑地地区の制限解除について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） それでは資料ナンバー1をご覧ください。生産緑地地区の制限解除について、1、買取申出ナンバー224、買取申出日、平成26年12月26日、制限解除日、平成27年3月26日、買取申出者、○○○○他2名、申出地の概要は日新町○の○○の○、516平方メートル。以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

○委員（手塚委員） ここは区画整理の中ですよ。ここで報告されるというのは何か理由があるのですか。

○事務局（榎澤事務職員） はい、確かに当該地は区画整理地域内になります。

ここについては、相続が発生して、やむを得ず生産緑地の買取申請を行ったものが3月26日に制限解除になったものでございます。

○議長（石阪委員） よろしいですか。それでは、次に、（2）「平成27年度府中市農業委員会活動計画について（案）について」を事務局から説明をお願いします。

いします。

○事務局（石川事務局長） はい、それでは、資料ナンバー 2、平成 27 年度府中市農業委員会活動計画案をご覧ください。

2 ページをお願いします。1 の基本方針ですが、第 56 回東京都農業委員・農業者大会での農業委員会活動の積極的推進に関する決議を平成 27 年度の府中市農業委員会・農業委員が積極的に取り組む活動として推進します。2 の活動方針につきましても、大会でのスローガンに沿って活動を展開してまいります。

市街化区域にある本市の宅地化農地は、少しでも生産緑地に追加指定するように、積極的な推進を図ってまいります。

重点活動につきましては、(1) の農業者の意見集約活動などの実施。(2) の情報収集や発信活動等の実施をしてまいります。

3 の統一活動ですが、1 の担い手の育成と農業経営支援活動では、①農業経営・農地利用計画運動の推進、②認定農業者制度の推進及び支援活動、3 ページに移りまして、③農業経営支援活動の実施、④家族経営協定を推進、⑤農業者年金への加入促進に取り組んでまいります。

2 の農業と市民との架け橋活動では、⑥農ウォークなどを開催し市民との交流活動を推進します。⑦体験学習などを開催し教育・福祉との連携を強化する。

4 の個別計画については、(1) 農業者との情報交換、(2) 活動内容の記録・保管、(3) 農地パトロールの実施、(4) 農業の担い手の支援、(5) 認定農業者の支援・拡充、(6) の農業委員会だよりの発行、4 ページに移りまして、(7) 関係団体への要請活動、(8) 市への協力及び市と連携した活動の推進、(9) 農地の防災機能の活用、(10) 全国農業新聞の購読及び農業者年金の加入の促進、(11) 研修会の開催、最後の 12 では、優秀な農業経営等を行う農業者を表彰してまいります。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ご質問等、ございますか。

ご質問等がないようですので、今年度はこの計画に沿って活動したいと思えます。表題の（案）を消してくださるようお願いします。

次に、(3)「平成 27 年度農業振興事業の概要について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（大木主査） はい、それでは、資料ナンバー 3 に沿いまして、平成

27年度農業振興事業の概要について、ご説明いたします。農業振興費は平成27年度、5,328万4千円で前年比559万2千円の減となっています。

主な事業につきまして、順にご説明いたします。1の農業まつり運営費は、331万6千円で、農業まつりと農業品評会の運営費でございます。

農業まつりは11月14日土曜日、15日日曜日に開催予定で、今回で第26回となります。農業品評会は農業者の生産意欲の高揚と生産技術の向上を目的として、花卉、夏野菜、梨立毛、梨、農産物、植木・盆栽の6部門で実施します。

2の循環型農業普及事業費は196万8千円で、有機堆肥や緑肥を試供品として配付することにより低農薬、減化学肥料による農産物の栽培を促進するものです。配付品目は記載のとおりです。

3の農産物特産化事業費は23万9千円で、府中産農産物のブランドイメージの向上を図るため、販売ルートの拡大、地場流通の推進を通じた府中農業のPRなどを実施するものです。事業としましては、農産物直売所マップの作成とじゃがいも、ネギのうね売りのあっ旋となります。

2ページに移りまして、4の市民農業大学運営事業費は58万9千円で、農業者の指導のもと、播種から収穫まで一貫して農作業を体験する機会を設けることにより、農業の大切さを伝え、地域に根ざした都市農業の推進を図るものとなります。平成27年度の実施予定としては、米作りコースと秋野菜コースとなります。

5の子ども農業体験推進事業は224万円で、子どもが農業体験をできる場を提供し、食べ物の安全性や大切さ、自然の恵みや農業の役割を伝えるものです。平成27年度の実施予定は、夏、秋の親子ふれあい農園、学童農園、農業プチ講座となります。

6の農作物獣害対策事業費は24万5千円で、ハクビシン、タヌキ、アライグマによる農作物の獣害を防ぐため、委託業者により箱わなを設置し、捕獲した動物の駆除を行うものです。

7の西府用水取水施設整備計画策定費は99万4千円で新規事業となります。

これは、稼動から10年を経過し劣化がみられる西府用水の取水施設の適切なストックマネジメントを行うため、施設整備計画を策定するものです。

8の灌漑用水対策事業補助金は450万2千円で、水稻栽培等に必要な灌漑

用水の確保を図るものです。補助率は井戸ポンプ運転電気料の5分の4以内、灌漑用水の取水事業費の2分の1以内、対象団体は記載の4団体となります。

9の農業生産団体育成事業補助金は646万1千円で、市場性を高め農業経営の安定を図るため、農業生産団体が行う生産資材、出荷資材等の共同購入に対し補助するものです。補助率は生産資材等の共同購入事業費の2分の1以内、対象の団体は記載の7団体となります。

3ページに移りまして、10の農業担い手支援事業補助金は20万円で、農業担い手が構成員として30人以上いる団体の運営事業に対し補助することにより、市内における農業の担い手の確保、育成を図るものです。対象団体は農業後継者連絡協議会となります。

11の地産地消推進事業補助金は202万3千円で、地産地消を推進する農業者が行う事業に対し補助することにより、市民還元型の農業の実現を図るものです。補助対象者は、市内で市民に対し農産物を販売している農家となります。補助対象事業としては、①農産物生産事業、②農産物供給事業、④農業施設宣伝事業で、補助率は対象経費の50%以内、補助金の上限額5万円、補助対象事業④体験農園区画整理事業の補助率は1区画につき6千円以内、補助対象事業⑤観光農園開設準備及び体験農園開設事業費の補助率は30万円以内となっております。ただし、平成27年度は補助金の要望農家が多かったため、要望された皆さんに補助できるように①から③は対象経費の27.5%、④は1区画3,300円を補助する予定です。

12の農業経営改善対策事業補助金は1,050万5千円で、農業用機械用具、農業用施設等の購入費を補助することにより、農業経営の改善を図るものです。補助対象者としては、①認定農業者、②エコファーマー、③エコ農産物生産者、④農業後継者連絡協議会会員、⑤①から④以外の農業者となり、補助率は、①から④は事業費の2分の1以内、上限額100万円、⑤は事業費の2分の1以内、上限額50万円以内となっております。ただし、こちらも11と同様、補助金の要望農家が多かったため、平成27年度は、補助率を事業費の40%以内とさせていただきます。

4ページに移りまして、13の都市農業経営パワーアップ事業補助金については265万円で、農業経営の改善を地域で取り組む農業団体を支援し、都市農業の経営力の強化を図るものです。補助対象者は認定農業者又は市内の3戸

以上の営農意欲のある農家で構成する農業者団体等で、今年度は認定農業者1人が対象となっています。なお、本事業は平成27年度が最後となります。

14の多面的機能保全支援事業補助金は3万6千円で新規事業となります。

こちらは、農地の持つ環境保全等多面的機能を保全するため、水路の清掃等維持管理活動をしている団体に対し、活動費を補助するものです。対象は1団体でございます。

15の都市農地保全支援事業費は1,569万9千円で、こちらも新規事業でございます。

こちらは、農地の持つ防災等多面的機能の発揮と農地周辺の生活環境に配慮する施設整備の支援など、都市農地を保全する事業に補助するものです。補助対象事業としては、防災兼用井戸の設置や防薬シャッターの設置等となります。

平成27年度の農業振興事業の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

○委員（遠田委員） 2ページの6の農作物獣害対策事業費の関係ですが、これまでに捕獲し駆除した数や箱わな設置の状況が分かれば教えてください。

○事務局（大木主査） 昨年度、箱わなの設置は4件実施しました。その内、ハクビシン2頭、アライグマ1頭を捕獲し、業者の方で駆除いたしました。

○委員（遠田委員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（石阪委員） 他にございますか。

○委員（手塚委員） 14と15ですが、新規事業ということなので、もう少し教えてください。14の対象1団体はもう決まっているのですか。15についても基本的には東京都の補助事業ということですが、具体的にどこというのが決まっているのですか。

○事務局（大木主査） 14の多面的機能保全支援事業補助金でございますが、サントリービールの南側一帯の雑田堀が親水公園となっておりまして、その清掃を従来から矢崎小学校のPTAを中心に水路を含み行っていますので、矢崎小学校PTAを中心とした団体を補助対象にする予定です。15の都市農地保全支援事業費は防災兼用井戸を2箇所、多磨町の植木農家さんが設置する予定です。また、防薬シャッター等の設置は梨農家さん3件が希望しておりまして、内1件が防薬シャッター、他の2件は梨畑の中にだけ散水できるスィングスプ

リンクラーの設置を希望していて、この設備は、農地周辺への農薬飛散を防ぐことができますので、生活環境に配慮した施設にあたり、合わせて補助対象として進める予定です。

○委員（手塚委員） 分かりました。

○議長（石阪委員） 他にございますか。

○委員（河内委員） 農業まつり運営費の中の品評会の関係ですが、昨年出品者にクオカードを配付してもらいましたが、今年も続けていただきたいということと、出品数が多い人にはクオカードを多く配るなど出品意欲がわくように考えてほしいと思います。それと賞の付け方ですが、私がみても賞をもらった物より、出来が良いのに賞がついていないケースも多々あるので、審査員の専門性に加え素人、消費者の目も導入し、消費者サイドにたった例えば審査員特別賞などを創設し授与したらどうでしょうか。そうすれば農家の意欲も盛り上がると思います。

○事務局（石川事務局長） ただいま、いくつかご意見をいただきましたので、早々に実施できるとは限りませんが、農業まつりの実行委員会で検討してもらうことになると思います。

○委員（河内委員） 実際、品評会をみにきていた人が、賞に入っている物よりこっちの方が良いとの声も、聞いたことがあるので、よろしくをお願いします。

○議長（石阪委員） はい、他にございますか。

○委員（市川耕作委員） 予算の最初に前年比9.5%減となっていますが、その要因はなんですか。もう1点、8の灌漑用水対策事業補助金に関して、西府用水組合で今年度の用水費をアップするとの噂も聞いていますので、それも含めてをお願いします。

○事務局（大木主査） 予算の減ですが、13番の都市農業経営パワーアップ事業補助金が、26年度は3農家を実施し、金額も27年度の10倍位でしたので、27年度1農家265万円との差が大きくなっています。次に、8の灌漑用水対策事業補助金は昨年度と比べアップしています。主な理由としては西府用水の電気料が去年まで、国の補償金で賄ってきたのが、その財源がなくなり、西府用水組合への補助金で対応するため、増となっています。補償金で対応している時は、全額対応できていたものが、補助金は5分の4となり、その差額を西府用水組合が負担することから、用水費の増との話になっていると思

われます。

○委員（市川耕作委員） 西府用水は10月から4月いっぱい止まっているのに、待機電力として20万か30万払っている訳ですが、なぜ電源を落とさな
いかが分からない。私も勤めに出ていた時に、ポンプやファンや制御装置を作
っていましたが、電源を切つてはいけないということはない訳でして、手順を
守って切ればいいので、無駄なお金を払ってきたと思っています。用水組合に
検討をしてもらいたいと思っています。

○議長（石阪委員） では、まず用水組合で対応していただくということ
でいいですか。他にございますか。（…）

ないようですので、次に、（4）「平成26年度農地法関係審査件数について」
を事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） それでは、平成26年度の農地法関係の審議件数
について報告します。資料ナンバー4をご覧ください。

まず（1）農地法第3条については、8件、23筆、2,055.15平方
メートルの許可いたしました。（2）の農地法第4条につきましては、19件、
33筆、8,168.28平方メートルの届出があり、転用目的は、専用住宅、
共同住宅、駐車場等です。（3）の農地法第5条につきましては、39件、71
筆、23,346.17平方メートルの届出があり、転用目的は、建売住宅、
共同住宅等になっています。（4）の農地法第18条の解約届出はありません
でした。ちなみに昨年度の転用届出と比較しますと、4条の転用は件数で2件、
面積で2,065平方メートルの増、5条の転用では、件数で4件の増、面積
は約1,286平方メートルの減となっています。以上で平成26年度の農地
法関係の審議件数について報告を終わりにさせていただきます。以上でござい
ます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（5）「農業委員会投票区登録者数につ
いて」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） それでは、資料ナンバー5をご覧ください。農業
委員会投票区登録者数の一覧表です。これは、農業委員の皆さまにご協力いた
だき、年末年始の農産物調査の時に合わせて実施させていただいた、農業委員
会委員選挙人名簿登載申請書に基づいて、府中市選挙管理委員会に申請し、登

録者が確定したものです。ちなみに、昨年に比べて人数で33人、世帯で4世帯減少いたしました。

この選挙人登録申請については、すでにご承知かとは思いますが、農業委員会法の一部改正が政府で検討され、4月3日金曜日に閣議決定がなされました。今後、通常国会に上程され、成立、公布、施行の順で進むものと見込まれております。一部改正には公選制の廃止も含まれておりますので、今後の推移を見守りたいと思っております。以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、(6)「4月度活動報告について」及び(7)の「次回以降の開催」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） それでは、4月の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー6をご覧ください。

前回の農業委員会総会が3月23日に開催され、農地法4条の届出が1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が2件、その他を審議していただきました。

4月に入りまして、4月10日には農業委員会職員基礎研修会が主婦会館会議室で開催され、当日は事務局が出席しました。

4月14日には農業後継者連絡協議会の総会が府中グリーンプラザの会議室で開催され、当日は石阪会長、事務局が出席しました。

4月16日には農事研究会連合会の総会が市役所北庁舎5階食堂で開催され、当日は石阪会長、事務局が出席しました。以上で4月の活動報告を終了させていただきます。

続きまして、次回の総会開催日ですが、5月は21日木曜日、午後2時から、市役所北庁舎3階第3会議室で開催させていただきます。

なお、市では、毎年、5月15日から10月15日までの間、クールビズを実施しておりますので、この期間の会議等は、ノーネクタイなど軽装での出席をお願いいたします。以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、(8)の「その他」に入ります。委員さんから何かありますか。（…）

委員さんからはないので、事務局から何かありますか。

○事務局（高田事務職員） はい、お手元に資料はございませんが、府中市の都市行政の円滑な運営を図るため、府中市都市計画審議会が設置されています。

その運営に当たり審議会委員として、皆さまから昨年7月に、ご承認をいただいて農業委員会から石阪会長が委員として参加しております。

その任期が5月31日をもって満了となりますので、府中市から次期の委員さんの推薦依頼文書が来ております。

つきましては、委員さんの推薦を皆さま方に検討していただきたく、ご提案申しあげます。よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。委員候補者の推薦は如何いたしましょうか。

○委員（菊池委員） はい、毎回、会長が推薦され、審議会委員になられていたと思いますので、今回も今まで同様に石阪会長にお願いしたいと思いますが如何でしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） はい、ただいま、前回同様、私にという声がありました。もう一度、皆さん如何でしょうか。（異議なしの声）

はい、それでは、まことに僭越ではございますが、前回同様、私が農業委員会を代表して務めさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

その他、ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようなので、本日の議事はすべて終了しました。

これにて、「第10回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時54分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年5月21日

府中市農業委員会委員

府中市農業委員会委員

府中市農業委員会委員